

## 電力取引の監視に必要な情報の運用方法について

(趣旨)

電力取引の監視に必要な情報については、平成28年2月5日に行われた第20回電力取引監視等委員会での御議論を踏まえ、電気事業者及び卸電力取引所から電力取引監視等委員会委員長宛に定期的な情報の提供を求めるため、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）を改正する等の所要の措置を講ずることを経済産業大臣へ建議したところ。

今後、電力取引の監視に必要な情報として定期的を取得する情報等を用いて小売分野及び卸分野における電力取引の監視を行うに当たって、その運用方法について御検討いただく。

### 主なポイント

#### 1. 電力取引の監視に必要な情報の運用方法について

今後、小売分野及び卸分野における電力取引の監視に必要な情報として定期的を取得する情報等は、電力取引監視等委員会事務局にて整理した後、月次又は四半期ごとに若しくは随時に当委員会に共有する（運用方法を資料4-2に記載する。）。また、不正等の疑いが見られる取引を検知した場合は、不正等の有無や事実関係を解明し、必要に応じてしかるべき対応をとる。この運用方法について、御検討いただく。